

令和6年度鳥取県原子力防災避難経路監視カメラ修理業務  
仕様書

1 業務の名称

令和6年度鳥取県原子力防災避難経路監視カメラ修理業務（以下「本業務」という。）

2 業務の概要

鳥取県原子力防災避難経路監視カメラ（以下「避難経路カメラ」という。）機器の修理を実施し、カメラ映像等のデータ収集及び表示を適正に行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務場所

避難経路カメラを設置する米子市及び境港市内の6地点  
（別紙：鳥取県原子力防災避難経路カメラ一覧のとおり）

5 業務内容

避難経路カメラ機器の修理を行う。

(1) 対象箇所及び対象機器

対象箇所及び対象機器は以下の通り。

管理番号	箇所	修理内容						
		バッテリー交換	カメラ交換	ルーター交換	PoEインジェクタ交換	電源ユニット交換	充電コントローラー交換	アンテナ交換
8	08_安倍歩道橋		○	○	○			
14	14_空港付近のカーブ					○		
21	21_蓮池町	○						
23	23_中野町						○	
26	26_空港入口							○
42	42_米子市夜見町鉄工団地入口	○						

(2) 修理内容

対象箇所のカメラ機器の部品交換等の修理を行うこと。なお、交換する部品は現行のものと同程度又はそれ以上の品質であること。現行機種の規格は以下の通り。

機器	主な規格
バッテリー	ACDe1co M24MF 12V-80Ah
カメラ	BB-SW374、BB-HCM547

ルーター	SC-RRX230
PoE インジェクタ	POE-48005 48V-0.5A
電源ユニット	12V 10A 240W ACDC コンバーター
充電コントローラー	Y&H RBL-10A 定格電圧 12V、入出力電流 10A に対応すること。
アンテナ	LTE 外部アンテナ AND-0736T-25

### (3) 避難経路カメラ機器の調整

受注者は、修理したカメラ機器について次のとおり調整を行い、正常に動作することを確認すること。

#### ①調整

- ・ 表示・スイッチに接触不良等の異常がないこと。
- ・ ケーブル・コネクタに接触不良等の異常がないこと。
- ・ 停電時に正常に動作すること。
- ・ ディープサイクルバッテリーの内部抵抗及び電圧の測定を行い異常がないこと。なお測定には校正された測定器を使用すること。
- ・ UPS の充電回路の電圧確認及び調整をすること。
- ・ その他、修理や交換を要しない軽微な不具合等の箇所があった場合は現場で調整すること。

#### ②動作確認

- ・ 遠隔により、カメラの操作及びカメラ電源の ON/OFF 操作ができること。
- ・ なお、遠隔操作に必要な ID・パスワードは別途、受注者に示す。
- ・ カメラシステムへ映像がアップロードされること。

## 6 業務計画書の提出

(1) 受注者は、業務開始に当たり、契約締結後すみやかに業務計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得た後、業務を開始するものとする。

(2) 業務計画書には、次の項目について記載するものとする。

- ・ 作業内容
- ・ 担当者及び実施体制表
- ・ 作業工程表
- ・ その他、発注者が必要と認める書類

## 7 完了報告及び検査

受注者は、業務完了後 14 日以内に、修理の状況及び点検結果を示したものを作成・添付の上、完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

## 8 委託料の支払

(1) 受注者は、7における本業務の検査合格後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

## 9 目的外使用の禁止

受注者は、委託業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

## 10 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) (1)において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

## 11 第三者に及ぼした損害

- (1) 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。
- (3) (1)または(2)の場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、双方協力してその処理解決に当たる。

## 12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 13 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停(甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

## 14 その他

この仕様書に定めない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議し決めるものとする。

## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

#### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。